

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		生活保護事業						予算事業名		生活保護費			
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	生活保護法				
			03	03	02	1101	経常経費						
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業			
		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・①生活保障の充実								社会福祉課			
		1生活困窮者への生活保障及び自立支援						担当課係等		社会福祉係			
事業期間		継続（昭和30年度～令和5年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
最低限の生活の保障 (R元年度末 353世帯，428人)							法定受託事務であり，「生活保護法」に基づいて全国で実施している。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
被保護世帯に対して保護費を支給し，健康で文化的な最低限度の生活を保障する。 ・生活扶助 ・教育扶助 ・住宅扶助 ・医療扶助 ・介護扶助 ・出産扶助 ・生業扶助 ・葬祭扶助 稼働可能世帯に対しては，就労支援指導を実施する。							市内に居住する者で，資産や能力等すべてを活用しても生活に困窮する者。						
							【事業をとりまく環境の変化】						
							リーマンショックを発端とした景気の低迷や，無年金あるいは少額年金受給者の増加により，生活保護の受給者が増加している。稼働可能世帯には，ハローワーク等との連携等により，早期自立に向けた支援を実施している。						
【令和3年度 事業内容】			【令和4年度 事業内容】				【令和5年度 事業内容】						
保護者世帯に対する保護費の支給 就労支援指導等 被保護者健康管理支援事業（健康管理指導の強化等） ジェネリック医薬品使用促進			保護者世帯に対する保護費の支給 就労支援指導等 被保護者健康管理支援事業（健康管理指導の強化等） ジェネリック医薬品使用促進				保護者世帯に対する保護費の支給 就労支援指導等 被保護者健康管理支援事業（健康管理指導の強化等） ジェネリック医薬品使用促進						
■ 事業費													
				R01年度		R02年度							
財源内訳	国	庫	支	出	金	535,559	551,522						
	県		支	出	金	10,034	11,200						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	14,777	718						
	一		般		財	源	153,709	171,926					
歳入計（千円）				714,079		735,366							
歳出内訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）							
	19 扶助費			714,079		735,366							
歳出計（千円）（A）				714,079		735,366							
伸び率（％）						2.98							
備考 総合計画 67ページ 予算書 95ページ													

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指標名	単位		R01年度	R02年度	R03年度
活動指標	生活保護被保護者率	‰	目標	8.20	8.40	8.50
	人口千人に対する、保護者の割合		実績	8.30	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果指標	自立等生活保護脱却：廃止	件	目標	60.00	60.00	60.00
	生活保護廃止世帯数		実績	46.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	国の責任で国民に最低限度の生活を保障し、自立を助長するものであり、被保護者の状況に応じ、必要な扶助及び支援を図る必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	国からの法定受託事務として福祉事務所が実施している事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	生活保護法に基づき実施している。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	被保護世帯数の増加に伴ってケースワーカー一人当たりの担当ケース数は増加傾向にあり、将来的に適正なケースワークの実施に支障が生じる恐れがある。
公平性	受益者の偏り	B どちらも言えない	生活保護法の基準により実施されており、偏りは見られない。しかし、失業等の理由による保護の長期化は、一般市民との公平性を欠いているとも考えられ、稼働能力のある者に対しては積極的な自立支援を図る必要がある。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	地域における最低限度の生活の保障が図られている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	国の方針及び指導に沿って実施している。

総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください

国の方針及び指導に沿って実施しているが、高齢者世帯と傷病者世帯からの申請が多く見られる。高齢者世帯及び傷病者世帯を合わせると被保護世帯全体の4/5を占めており、保護受給期間が長期化するケースも多く、被保護者数の増加に比例して事業費も増加傾向にある。コロナ禍影響による雇用情勢の悪化に伴い、生活保護に関する相談・申請が増加する可能性がある。

対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか

生活保護法に基づいて実施しており、制度改革がある場合は適正に対応していく。稼働可能世帯に対しては、ハローワーク等との連携により、早期自立に向けて「生活保護受給者等就労自立促進事業」の積極的な活用を実施する。また、社会福祉法第15条第6項において、現業員は社会福祉主事であればならないと規定されているため、公費による資格取得を現業員配置後1年目から実施することとし、今後もその取扱いを継続する。

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

方向性の具体的内容

生活保護法に基づいて適正に事業を実施する。新型コロナウイルス感染症の影響により、被保護者の増加が予想されることから、生活困窮者自立支援事業やその他の福祉制度の活用、また関係機関との連携によって被保護者の増加を抑制していく。

2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入）

上記評価のとおり。